

北九州市公共事業評価に関する検討会議及び市
民意見を踏まえた市の対応方針

再評価

洋上風力発電に係る基地港湾整備事業

北九州市

令和2年5月

公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針

(対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

【対応方針】

継続

【対応方針の理由】

本市は、響灘地区の有する充実した港湾インフラを活かし、風力発電産業を主たるターゲットに捉え、あらゆる機能を集積させた「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指し、平成22年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進している。

洋上風力発電施設の建設に必要な基地港湾は、重厚長大物である風車部材の荷役や保管、タワーの事前組立、特殊作業船への積出作業などの機能を有した港湾施設で、平成30年度から市の単独事業で整備を進めている。

近年、欧州においては、洋上風力発電プロジェクトの大型化等により風車の大型化が進んでいる。

また国内では令和元年度に入り、洋上風力発電の導入を促進するために港湾法が改正されるなどし、国が直轄事業で基地港湾の一部を整備するとともに、基地港湾を指定し、発電事業者が長期・安定的に貸し付ける制度が創設された。

このような中、風車の大型化に対応した基地港湾の整備には全体事業費の増大が伴うものの、国が一部整備することで本市にも受益があり、響灘地区における「風力発電関連産業の総合拠点」の形成には、基地港湾の早期整備が必要であると公共事業調整会議（内部評価）の中で示され、対応方針（案）として、国直轄事業による市の負担金支出も含めて事業を「継続」と決定した。

これを受けて書面会議により実施した「公共事業再評価に関する検討会議（有識者の会議）」では、本事業を変更計画どおり進めていくことについて、すべての構成員から「異論はない」との意見をいただき、あわせて、今後の事業の推進にあたっての留意点が示された。

続いて、これらの留意点を踏まえた市の対応方針（案）について市民意見を募集したところ、市民への情報発信が不足している等との意見が提出されたが、本事業に反対する意見はなかった。

よって、本事業を「継続」することとし、先の留意点及び市民意見を踏まえて事業の推進に努める。

○公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応

資料2：「公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応」のとおり

○市民意見の概要とその対応

資料3：「提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方」のとおり

公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応
(対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

	公共事業評価に関する 検討会議での意見	市の対応方針
(1) 事業の必要性について	当該基地港湾は、西日本全体の洋上ウインドファームの需要を獲得していくことが期待されるため、風車の大型化等による計画の変更について、必要であることは理解できる。	基地港湾が、西日本地域の洋上ウインドファームの拠点としての役割を果たせるよう取り組みを進めていく。
(2) 市民への情報発信について	大型風車に対応する基地港湾整備にあたっては、国が一部を整備するものの、市の財政負担も増加することから、市にどのような効果をもたらすのか、市民への丁寧な説明が必要である。	基地港湾整備を含め本市の洋上風力発電に関する取り組みや効果については、市民等への情報発信に努めていく。
(3) 学習機会の提供について	イベントのみならず小中学校、教育文化施設等と連携し、洋上風車の組立工程が安全に観察できるようにするなど、子どもたちの学習の場となるよう、環境教育の方法を検討されたい。	本市の洋上風力発電に関する取り組みについては、今後も市民へのPRに努め、市内における小中学校、教育文化施設等との連携について検討を進めていく。
(4) 基地港湾のスペック及び工期短縮について	大型風車への移行が進んでいることから、基地港湾の完成時に地耐力が不足するなど問題が発生しないようにすること。また、国内外との競争となる面もあり、国直轄事業部分を含めて工期の短縮を図ること。	国内外の洋上ウインドファームにおける計画等を十分に把握し、基地港湾のスペックが不足しないように国とも調整を行う。また、西日本地域の洋上ウインドファームの基地港湾としての役割を確保できるよう国と調整し、工期短縮に努める。

提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方
 (対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

以下に市民意見の概要および意見に対する市の考え方を次の通り公表します。

◆意見募集期間

令和2年4月20日(月)から令和2年5月11日(月)まで(22日間)

◆意見提出状況

(1) 提出者：1人(電子メール0人、郵送0人、ファクシミリ0人、持参1人)

(2) 提出意見数：3件

No	意見の概要	本市の考え方
(1) 事業の必要性に関すること(意見数1件)		
1	<p>人口減少を迎える時代に電力の需要について丁寧な説明がないと、事業の必要性が理解できない。</p> <p>市民への情報発信が不足しており、パンフレットを作成し、各区役所に置いてほしい。</p>	<p>我が国においては、国産エネルギー資源の拡大、低炭素社会の実現、関連産業創出などの観点から再生可能エネルギーの導入が推進されており、2030年の電源構成のうち再生可能エネルギーの割合を22～24%と見込んでいます。このうち洋上風力発電については、海洋基本計画(平成30年5月閣議決定)やエネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)において、その導入拡大が位置づけられています。本事業は、この洋上風力発電施設の建設に必要な港湾施設を整備するものです。</p> <p>事業内容の情報発信につきましては、これまで洋上風力発電に関するシンポジウムや各種イベントでの広報など行ってきましたが、ご指摘の内容を含め、更なる情報発信の方法を検討し、これまで以上に市民等の理解を深めるよう取り組みを進めてまいります。</p>
(2) その他(意見数2件)		
2	<p>風車が発する低周波により、頭痛、めまいといった健康被害が発生する可能性について、専門家の意見を明らかにしてください。</p>	<p>本事業は、洋上風力発電施設の建設に必要な港湾施設を整備するものです。</p> <p>洋上風力発電施設の設置にあたって</p>

		<p>は、風車の低周波音も含め、環境の保全について適切な配慮がなされるよう、発電事業者が、環境影響評価法に基づく手続きを実施します。この手続きの中で、学識経験者等で構成される審査会等の意見を聴くこととなります。</p> <p>本市においても、この手続きの中で、発電事業者により環境の保全に配慮した適切な対応がなされるよう確認を行っていくこととなります。</p>
3	巨費を投じる予算ですから、包括外部監査の対象にすべきと考える。	<p>包括外部監査は、市と外部の専門的知識を有する者との契約に基づき、包括外部監査人が行う監査です。包括外部監査人は、市の財務事務の執行、公営企業等の事業の管理のうちから特定のテーマを決めて、そのテーマに係る対象事務が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行います。</p> <p>なお、公共事業評価において実施した費用便益分析では、基地港湾整備に対する効果が十分に認められる結果となっていますが、事業の実施にあたっては、適正かつ効率的に進めてまいります。</p>

【問い合わせ先】

北九州市港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課（担当：白井、田口）

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL：093-582-2994、FAX：093-582-2998

電子メールアドレス：kouwan-energy@city.kitakyushu.lg.jp